

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 6 月27日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第35号

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県現業職員の給与に関する規則（昭和37年佐賀県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則 1～5 略 (職員の給料の特例) 6 職員の平成23年1月1日から同年3月31日までの間における給料月額、第2条第1項、佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年佐賀県規則第57号）附則第4項並びに佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成22年佐賀県規則第27号）附則第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に<u>100分の2</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、給料の調整額、手当の額及び勤務1時間当たりの給与額（条例第16条の規定を適用する場合における勤務1時間当たりの給与額を除く。）の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。</p>	<p>附 則 1～5 略 (職員の給料の特例) 6 <u>平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間においては、</u>職員の給料月額は、第2条第1項、佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年佐賀県規則第57号）附則第4項並びに佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成22年佐賀県規則第27号。<u>以下「平成22年改正規則」という。</u>）附則第8項及び第9項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額</u>（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、給料の調整額、手当の額及び勤務1時間当たりの給与額（条例第16条の規定を適用する場合における勤務1時間当たりの給与額を除く。）の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。 <u>(1) 主任又は副主任の職にある職員（平成22年改正規則附則第3項（第3号を除く。）から第5項までの規定による切替えが行われた職員を除く。） 100分の7.77</u> <u>(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の4.77</u></p>

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。